昭和拾年（月報番號第一八號）

No. 38

小作爭議調査表

（昭和十年四月分）

項目	内容
場所	小倉市上富野
關係人員	地主 小林徳一郎 小作人 久保宇吉 外二名
地主關係團体	北九州不動産管理株式會社
發生	昭和十年一月二十日
終熄	昭和十年四月六日
關係地種類面積	田 一町一反四畝三歩
小作人關係團体	日農九州同盟会北九州聯合会富野支部
原因	小作人永年小作し来りたるものなるも地主が宅地に変更すべく企図し土地返還の要求を為せるに因る。
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は離作料を請求し容易に解決せざる為地主は土地返還の調停を申請す二月二十七日第三回の調停委員会を開催したるが調停者は小作人松井和吉の分（田六反二畝二十三歩）は他の小作人の要求に比して解決方容易なりとして斡旋の結果左記にて解決 不調の小作人二名は日農北九州聯合会の援助によって地主を訪問したるも解決せず 四月六日第四回目の委員会を開催、小作人は北九州聯合会員桐野豊吉外十数人の応援を得て、離作料として百円を要求し、地主は三十円を支給し滞納小作料全免の條件を提示し容易に解決の見込なき模様に至りたるも調停者の協力なる努力により遂に左記條件にて解決す。

結果	備考
一、地主は離作料として金十五円を小作人に提供すること 二、小作人は本年度田植迄に該田を地主に返還すること	

財團法人協調會福岡出張所